

# 第 1 1 編 上下水道

## 1 上水道

### (1) 水道事業の沿革

本市水道事業は、昭和29年5月に創設認可を受け、翌昭和30年6月から給水を開始した。昭和54年6月には北千葉広域水道企業団からの浄水受水を開始し、増え続ける水需要に対応しつつ現在までに6回の拡張事業を実施してきた。また、平成17年3月28日の沼南町との市町合併に伴い、沼南町水道事業を柏市水道事業に統合した。

令和5年度の業務量については、令和6年3月31日現在で給水人口にあつては411,804人、普及率にあつては94.8%、年間給水量は41,834,692 $\text{m}^3$ であつて、県内水道事業体においては、千葉県営水道（千葉県企業局）に次いで2番目の規模となっている。業務量の推移については、給水人口は増加の傾向にあるが、節水機器の普及や節水意識の定着などにより1人あたりの給水量が減少しているため、年間給水量は微減の傾向にある。

### (2) 事業拡張の経過

事業名	認可等 (目標年度)	起工年月 竣工年月	事業費 (千円)	計画給水 人口(人)	計画最大給水量		水源	給水区域 面積( $\text{km}^2$ )
					1日( $\text{m}^3$ )	※		
創設	S29.5.20 (S43)	S29.6 S32.9	97,000	20,000	4,000	200	地下水	4.58
同上 変更	S32.9.16 (S43)	S32.10 S34.3	124,000	25,000	5,000	200	〃	4.58
第一次 拡張	S37.3.22 (S45)	S37.4 S42.9	339,448	57,000	20,000	350	〃	15.08
富勢簡 易水道	S40.4.9 (S49)	S40.5 S43.3	28,658	5,000	750	150	〃	2.05
第二次 拡張	S44.1.22 (S53)	S44.4 S54.3	3,301,425	150,000	67,500	450	〃	48.21
同上 変更	S47.11.17 (S53)	S47.11 S54.3	3,301,425	150,000	67,500	450	〃	48.21
第三次 拡張	S49.3.7 (S55)	S49.4 S55.3	2,337,912	234,000	117,000	500	地下水・表 流水(受水)	73.00
第四次 拡張	S59.6.28 (H7)	S59.7 H8.3	13,473,374	289,200	122,500	424	〃	72.93
第五次 拡張	H8.3.29 (H10)	H8.4 H11.3	813,732	300,300	126,300	421	〃	72.91
第六次 拡張	H14.3.29 (H22)	H14.4 H23.3	31,871,650	350,900	145,800	416	〃	72.91
同上 変更	H17.3.28 (H22)	H14.4 H23.3	40,744,604	400,500	169,800	424	〃	114.74
同上 変更	R2.3.26 (R11)	/	/	427,150	133,570	313	〃	114.74

※1人1日当たりの量(ℓ)

## (3) 給水普及状況

年度	行政区域内人口【A】	行政区域内世帯数	給水人口【B】	給水戸数	普及率【B/A×100】
R3	430,032人	192,533世帯	407,014人	194,399戸	94.6%
R4	432,985人	196,147世帯	410,137人	197,197戸	94.7%
R5	434,462人	198,819世帯	411,804人	199,444戸	94.8%

## (4) 給水量及び有収水量

年度	年間給水量	年間有収水量	有収率	1日最大給水量(給水日)	1日平均給水量	1人1日最大給水量	1人1日平均給水量
R3	42,149,168 m <sup>3</sup>	39,866,208 m <sup>3</sup>	94.6%	125,776 m <sup>3</sup> (R3.12.31)	115,477 m <sup>3</sup>	309 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$	284 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$
R4	41,649,650 m <sup>3</sup>	39,548,759 m <sup>3</sup>	95.0%	123,649 m <sup>3</sup> (R4.6.26)	114,109 m <sup>3</sup>	301 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$	278 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$
R5	41,834,692 m <sup>3</sup>	39,570,417 m <sup>3</sup>	94.6%	122,708 m <sup>3</sup> (R5.7.2)	114,302 m <sup>3</sup>	298 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$	278 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$

## (5) 現有施設概要(令和4年度)

名称	供用開始	給水能力	水源	敷地面積	備考
第一水源	S30.6	—	地下水・送水	4,327 m <sup>2</sup>	平成27年3月から配水を休止しているため、給水能力は第三水源に加えている。
第三水源	S40.8	36,200 m <sup>3</sup> /日	地下水・表流水受水	20,194 m <sup>2</sup>	表流水は北千葉広域水道企業団からの受水
第四水源	S46.6	25,500 m <sup>3</sup> /日	地下水・表流水受水	14,110 m <sup>2</sup>	
第五水源	S49.8	26,600 m <sup>3</sup> /日	地下水・表流水受水	13,754 m <sup>2</sup>	
第六水源	S63.11	34,900 m <sup>3</sup> /日	表流水受水・送水	10,908 m <sup>2</sup>	北千葉広域水道企業団からの受水・第五水源からの一部送水
岩井水源	S53.4	13,300 m <sup>3</sup> /日	表流水受水	12,807 m <sup>2</sup>	北千葉広域水道企業団からの受水

※第二水源は、昭和59年12月に廃止した。

※富勢水源は、平成24年10月に廃止した。

## (6) 受水状況

年度	取水量【A】	内 訳		【B/A×100】
		自己水源	受 水【B】	
R3	42,212,930 m <sup>3</sup>	6,463,443 m <sup>3</sup>	35,749,487 m <sup>3</sup>	84.7%
R4	41,722,833 m <sup>3</sup>	6,618,879 m <sup>3</sup>	35,103,954 m <sup>3</sup>	84.1%
R5	41,909,570 m <sup>3</sup>	6,528,058 m <sup>3</sup>	35,381,512 m <sup>3</sup>	84.4%

## (7) 水道料金

使用口径による基本料金と従量料金との合計に100分の110を乗じて算出する。

ア 基本料金（1カ月につき）

口径(mm)	13	20	25	40	50	75	100	150	200
料金(円)	460	1,240	2,030	6,240	9,200	23,100	49,400	113,000	210,000

イ 従量料金（1カ月につき1m<sup>3</sup>当たり）

水量(m <sup>3</sup> )	1～10	11～20	21～30	31～50	51～100	101～	公衆浴場用
料金(円)	60	100	155	210	280	370	35

※現行料金は、平成18年4月1日から実施している。

## (8) 給水申込納付金

新しく水道を引いたり、大きい水道メーターの口径に取り替える場合に納付するもので、次の区分による額に100分の110を乗じて算出する。

口径(mm)	13	20	25	40	50	75	100	150	200
納付金(千円)	82	193	362	1,120	1,700	4,200	9,000	20,000	41,000

※現行料金は、平成18年4月1日から実施している。

## (9) 手数料

ア 設計審査	1件	4,000円
イ 完工検査	1件1回	4,000円
ウ 給水装置確認	1件	8,000円
エ 各種証明	1件	300円
オ 給水装置工事事業者指定	1件	15,000円
カ 給水装置工事事業者指定更新	1件	13,000円
キ 給水装置工事事業者証再交付手数料1件	3,000円	

※現行料金は、令和2年4月1日から実施している。

## (10) 給水装置工事施行件数

口径(mm)	13	20	25	40	50	75	100	150	200	計
R3	685	3,248	93	31	17	8				4,082
R4	782	3,253	35	32	12	5	1		1	4,121
R5	731	3,219	61	29	6	7	1			4,054

(11) 北千葉広域水道企業団

北千葉広域水道企業団は、1県7市の構成団体が共同して事務処理するために設けられた一部事務組合であり、水道水を各家庭に供給している構成団体に、安全で良質な水道用水を安定的に供給する役割を担っており、現在、1日最大525,000m<sup>3</sup>の水道用水の供給を目途に事業を進めている。

〔事業概要〕

項目	内容
構成団体	千葉県，松戸市，野田市，柏市，流山市，我孫子市，習志野市，八千代市
創設	認可 昭和48年3月31日
水源種別	利根川水系 江戸川表流水
給水開始	一部構成団体に給水 : 昭和54年6月1日 全構成団体に給水 : 昭和56年4月1日
計画1日最大取水量	564,400m <sup>3</sup> /日
計画1日最大給水量	525,000m <sup>3</sup> /日

## 2 下水道

### (1) 下水道事業の沿革

昭和35年度に事業を着手し、昭和45年10月に十余二処理区、昭和48年10月に柏処理区の供用を開始した。流域関連では、昭和56年4月に手賀沼処理区（一部）、平成3年1月に江戸川左岸処理区（一部）の供用を開始した。柏処理区は、平成11年度に手賀沼流域下水道に接続、十余二処理区も平成21年度に手賀沼処理区に接続し、単独処理場は廃止している。

また、柏市・沼南町の合併に伴い、平成18年度に柏市第3号公共下水道事業と沼南町第1号公共下水道事業を統合している。

令和5年度末の処理面積は、4,832ha、普及率90.9%となった。一方、雨水については、全体計画面積7,360haの整備を目指しており、平成30年度には区域拡大の事業計画変更を行った。

現在、浸水被害の解消に向けて、雨水幹線整備を計画的に進めている。

### (2) 下水道普及状況（各年度末現在。平成24年度から、人口に外国人を加算）

年度	処理面積	処理人口	水洗化人口	普及率
R3	4,800 ha	390,717 人	356,225 人	90.6%
R4	4,820 ha	393,779 人	359,349 人	90.7%
R5	4,832 ha	396,043 人	361,864 人	90.9%

### (3) 下水道施設状況

区 分	柏市第3号 公共下水道事業	柏市第4号 公共下水道事業
処 理 区 名	手賀沼処理区	江戸川左岸処理区
都 市 計 画 決 定	令和3年3月9日	平成30年3月23日
下 水 道 法 事 業 計 画	令和6年3月4日	令和4年12月15日
都 市 計 画 法 事 業 認 可	令和6年3月26日	令和5年2月17日
全 体 計 画 面 積	7,045ha	315ha
全 体 計 画 人 口	372,700 人	21,700 人
事 業 施 工 期 間	昭和47年度～令和8年度	昭和63年度～令和6年度
事 業 計 画 面 積	5,115ha	257ha
事 業 計 画 人 口	357,990 人	19,600 人
事 業 計 画 管 渠 延 長	汚水 94,260m 雨水 75,420m	汚水 4,010m 雨水 —
排 除 方 式	分流式	分流式
処 理 場 名	手賀沼終末処理場	江戸川第1・第2終末処理場
処 理 方 法	—	—
処 理 能 力	—	—
供 用 ( 処 理 ) 開 始 年 月	昭和56年4月	平成3年1月
計 画 事 業 費	229,826,444 千円	13,339,396 千円

## (4) 流域下水道

区 分		手賀沼流域下水道	江戸川左岸流域下水道
関 係 市 (○は供用市)		○我孫子市 ○鎌ヶ谷市 ○柏市 ○松戸市 ○流山市 ○印西市 ○白井市	○市川市 ○松戸市 ○流山市 ○野田市 ○柏市 ○鎌ヶ谷市 ○船橋市 ○浦安市
供用開始年度		昭和56年4月	昭和56年4月
着手年度		昭和46年度	昭和47年度
全体計画 (令和4年度末時点)	処理面積	12,102ha	20,417ha
	処理人口	658千人	1,421千人
	計画水量	330.7千 $\text{m}^3$ /日最大	764.4千 $\text{m}^3$ /日最大
	ポンプ場 (名称)	1カ所 (名戸ヶ谷)	3カ所 (市川・本北方・習志野)
	終末処理場の名称及び 面積(位置)	手賀沼終末処理場 約40ha (我孫子市・印西市)	江戸川第1終末処理場 約30ha (市川市) 江戸川第2終末処理場 約26ha (市川市)
処 理 方 式		標準活性汚泥法+急速ろ過法	標準活性汚泥法+急速ろ過法
排 除 方 式		分流式	分流式・一部合流式

## (5) 下水道使用料 (1カ月分・税抜)

一般汚水	基本料金	543円	
	従量料金 (1 $\text{m}^3$ につき)	10 $\text{m}^3$ までの分	46円
		10 $\text{m}^3$ を超え 20 $\text{m}^3$ までの分	114円
		20 $\text{m}^3$ を超え 30 $\text{m}^3$ までの分	136円
		30 $\text{m}^3$ を超え 50 $\text{m}^3$ までの分	183円
		50 $\text{m}^3$ を超え 100 $\text{m}^3$ までの分	233円
		100 $\text{m}^3$ を超え 500 $\text{m}^3$ までの分	292円
	500 $\text{m}^3$ を超える分	351円	
公衆浴場の汚水	1 $\text{m}^3$ につき	12.00円	
※参考	1人世帯 (10 $\text{m}^3$ と認定)	1,003円	
井戸水を利用している一般家庭の場合は、汚水排除量を認定の上、賦課する。	2人世帯 (16 $\text{m}^3$ と認定)	1,687円	
	3人世帯 (22 $\text{m}^3$ と認定)	2,415円	
	4人以上の世帯 (28 $\text{m}^3$ と認定)	3,231円	

## (6) 公共下水道事業受益者負担金・分担金

区分	負担区等の名称	区域 (ha)	負担金 (円/㎡)	納付方法	賦課時期
受益者負担金	柏第一負担区	233	110	5年分割(1年を4期)又は一括	前年度に係る工事を開始した区域
	柏第二負担区	336	464		
	柏第三負担区	622.8	479		
	柏第四負担区	3,058.2	530		
	柏第五負担区	62.84	1,050		
	沼南第一負担区	31.74	364		
	沼南第二負担区	24	484		
	沼南第三負担区	30.73	615		
	沼南第四負担区	69.66	700		
	沼南第五負担区	138.57	700		
	沼南第六負担区	12.78	700		
	沼南第七負担区	19.55	700		
	沼南第八負担区	221	530		
分担金	柏第一分担区	5.14	1,050		

## (7) 排水設備計画確認申請

本市では、昭和48年度から宅地内の排水設備工事の確認事務を行っている。

年度	手賀沼流域	江戸川左岸流域	計
R3	1,952件	103件	2,055件
R4	1,910件	143件	2,053件
R5	2,036件	84件	2,120件

## (8) 水洗便所改造資金貸付制度

くみ取り便槽は1槽につき50万円以内、浄化槽は1基につき30万円以内で、水洗便所への改造資金を無利息で貸し付けている。資金の償還は、くみ取り便槽については50回以内、し尿浄化槽については30回以内の月賦償還としている。

年度	くみ取り便槽	浄化槽	計
R3	0件	5件	5件
R4	0件	1件	1件
R5	0件	0件	0件